

「磐梯-吾妻-安達太良地域」地熱調査に係る 温泉協会5項目の提言の整理

温泉協会5項目の提言

1. 地元（行政や温泉事業者等）の合意
2. 客觀性が担保された相互の情報公開と第三者機関の創設
3. 過剰採取防止の規制
- 4. 繼続的かつ広範囲にわたる環境モニタリングの徹底**
- 5. 被害を受けた温泉と温泉地の回復作業の明文化**

2013年10月29日

福島地熱プロジェクトチーム

4. 継続的かつ広範囲にわたる環境モニタリングの徹底

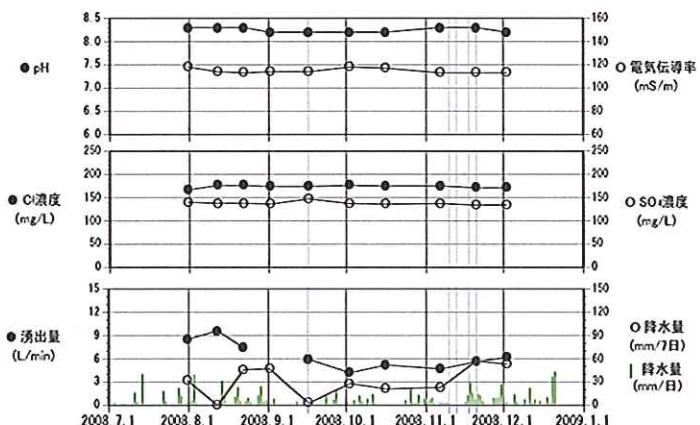
温泉影響・環境保全に必要なモニタリングを継続します。

本地熱調査では、地域の事情を考慮して温泉モニタリング、環境モニタリングなどを実施します。

福島地熱プロジェクトチームでは、地熱資源調査までを対象としているため、調査段階以降、開発段階での具体的な対応については、別途検討することとします。

★温泉モニタリング

- 温泉水の温度、湧出量、pH、電気伝導度、主な化学成分である Cl、SO₄、HCO₃などを定期的に測定して、温泉変動状況をモニタリングします。
- 測定結果はグラフなどにまとめて温泉の変動状況を把握します。
- 温泉の変動状況を把握することにより地熱開発による温泉への影響を調べる基礎データとします。
- 定期的に源泉のサンプリングにご協力いただきますよう、お願いします。また、必要に応じて源泉所有者による立ち会いをお願いします。



★環境調査

- 動植物調査：対象地域周辺の動植物に関する現況を把握します。
- 遊休地の周辺の状況や、景観、環境対応の適合性について調査します。居住区、農地、河川、森林と

の位置関係等を調査します。

- ・調査地域への立ち入りの了解を得て実施します。



5. 被害を受けた温泉と温泉地の回復作業の明文化

万が一、本地域での地熱調査が原因で、温泉に影響が出た場合、被害を受けた温泉の補償については、まず民法上の損害賠償である、債務不履行に基づく損害賠償（415条以下）と不法行為に基づく損害賠償（709条以下）にかかる規定を遵守し、誠意をもって対応いたします。

また、本地熱調査においては、モニタリングの結果、地熱調査の原因により、温泉の変化（温度、圧力、成分、湯量 等）や、その他の項目に変化があった場合は、原状を回復する努力を行い、それが不可能な場合には、調査計画の見直しや、損失補填も含めた代替措置を講じます。

福島地熱プロジェクトチームでは、地熱資源調査までを対象としていますが、調査段階以降、地熱開発段階に進展した場合の、具体的な対応については、温泉や温泉地毎に異なった事情を考慮する必要があるため、調査段階や事業性調査の結果等を踏まえ、地域の合意形成の過程において補償等も含め議論させていただきます。

なお、調査段階では、リスクが生じる掘削調査段階から、関係者間で協定書を締結します。その後、地熱資源開発に進展した場合、本主旨に基づき、あらためて関係者間で必要な協定書を締結します。